

## 静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月6日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2条の見出しを「(協議会)」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「法第11条第1項の規定に基づく静岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第3条第5項の規定により条例で定める協議会」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第11条第2項の規定に基づく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、静岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第6条第1項中「第72条の4」を「第72条の5第1項」に改める。

第8条第1項中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項」を「政令第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「同号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第11条第1号中「100分の5.49」を「100分の5.42」に改める。

第14条中「54万円」を「58万円」に改める。

第23条第1項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第23条の2第3項中「届出は、」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められたときは、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。